

学校いじめ防止基本方針

令和7年 月

いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

- ・いじめは、児童の心身の健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであり、生命や身体に危険を及ぼす可能性があることを認識する。
- ・どの児童にも起こり得るという認識を全教職員・児童・保護者が共有する。

2 いじめ防止に取り組む姿勢

- ・いじめを「見逃さない」「発展させない」「生じさせない」学校文化を醸成。
- ・教職員・児童・保護者・学校を支えているコミュニティとその資源を総動員した取組。
- ・全ての児童が興味深く充実した学校生活を送ることのできる教育活動を実現することがいじめ防止の最も重要な取り組みとする。
- ・寛容で思いやりのある児童の育成する教育活動の実施。

3 いじめ防止のための組織

- ・いじめ防止のための組織を設置し、防止のためのマネジメント機能を高める。
- ・チーム学校の機能強化による、校内のいじめ防止及び児童支援を効果的かつ効率的に実施。
- ・働き方改革を実行し、いじめ防止のために児童に向き合う時間を創出。
- ・教職員の心身の健康を保持する。

4 被害児・加害児童・保護者・周囲の児童・教育委員会との連携による教育支援

- ・最優先される被害児童の安全確保と精神的なケア対応及び保護者への説明と協力。
- ・いじめの被害児童保護者との連携と信頼関係の構築。
- ・加害児童への的確な教育的指導の実施。
- ・加害児童保護者との連携と信頼関係の構築。
- ・クラス全体および周囲の児童に対する適切な指導と支援。
- ・教育委員会と連携した対応。

5 重大事態への取組

- ・いじめ防止の取り組みの実際と効果についての評価の実施。
- ・いじめ防止の取り組みの評価に基づく改善。
- ・いじめ防止の取り組みに対する意識向上を図る。

6 いじめ防止の取り組みの評価と改善

- ・いじめ防止の取り組みの実際と効果についての評価の実施。
- ・いじめ防止の取り組みの評価に基づく改善。
- ・いじめ防止の取り組みに対する意識向上を図る。

1 いじめの理解

(1) いじめ定義の確認

【いじめの定義】 平成 25 年「いじめ防止対策推進法」第二条（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめの定義を踏まえた学校全体での認知

いじめは、法に定められた定義に基づき、予防的かつ早期に発見することが求められる。学校全体でその兆候を見逃さず、積極的に認知する姿勢を持つことが重要である。

以下の観点に一つでも該当する場合には、いじめの可能性を念頭に置き、継続的かつ注意深く児童の様子を把握する。

① 人間関係の変化

児童同士の関係性に変化が見られる場合には、細心の注意を払う。

日常的なコミュニケーションの様子を観察し、関係性の質を把握すること。

クラスでの生活、係活動、委員会活動、休み時間など、様々な場面での関わりを確認する。

② いじめ行為の有無

以下のような行為が確認された場合には、いじめの可能性を考慮し事実確認を行う。

暴力、悪口、誹謗中傷

仲間外れ、からかい、意図的な距離を取る行為

器物破損、物を隠す行為

インターネット上でのトラブル（SNS 等）

③ 被害の兆候

児童に以下のような様子が見られる場合には、心身の不調やいじめによる影響を疑う。

元気がない、表情が暗い

身体の不調を訴える

欠席や遅刻が増加する

④ 積極的な認知の姿勢

いじめは表面化しにくく、見えにくいものである。

教職員は「いじめは見えないもの」と認識し、積極的にその兆候を探る姿勢を持つてあたる。

2 いじめ防止に取り組む姿勢

(1) いじめを「見逃さない」「発展させない」「生じさせない」学校文化の醸成。

いじめ防止に対する意識を常に持つとともに、「生じさせない」「見逃さない」「発展させない」という文化を、児童・教職員・保護者の全員で醸成する。特に、教職員は、いじめの予防に向けた取組を積極的に行い、早期発見と迅速かつ継続的な対応を行う姿勢を持つ。

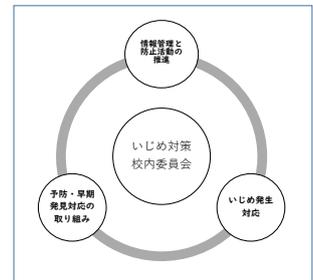
(2) 教職員・児童・保護者・学校を支えているコミュニティとその資源を総動員した取組。

社会総がかりでのいじめ防止に対峙する。そのため、保護者のみならず、地域コミュニティや関係機関と適切に連携を図り、コミュニティ全体でいじめ防止の風土を醸成する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策校内委員会

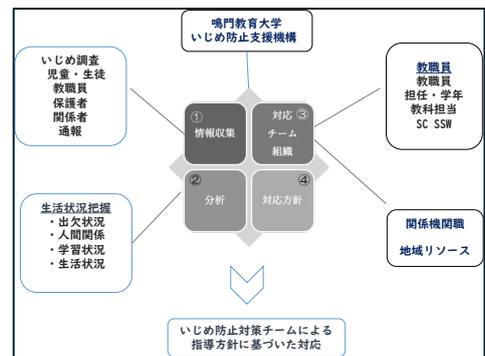
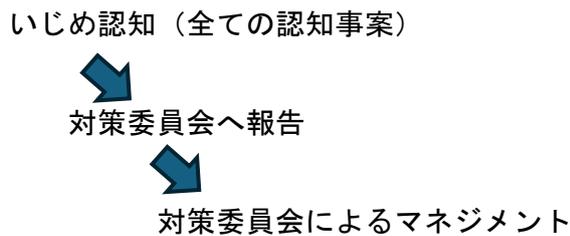
いじめ防止及び対応の中心的に取り組む組織を構成。委員会メンバーは、(例) 学校長, 教頭, 主幹教諭, 生活指導研究部長, 人権教育研究部長, 養護教諭によりいじめ防止のためのナレッジ・マネジメント(情報管理, 計画)。さらに, いじめ事案発生の際には, 学年主任, 生徒指導担当教員等を加えた対応チームを組織する。



(2) いじめ対策校内委員会による取り組み

① いじめ情報の収集と分析, いじめ防止活動計画, 対応方針 (ナレッジ・マネジメント)

いじめ対策校内委員会による対応の流れ



② 予防・早期発見対応の取り組み (リスク・マネジメント)

<予防のための取組>

- ・いじめを防ぐ学校・学級づくり
- ・支持的風土の醸成
- ・寛容な学校風土の醸成
- ・多様性の受容
- ・児童の活動づくり
- ・定期的な教育相談機関の設定
- ・2つの内容の職員研修の実施
 - いじめ問題防止・対応の知見を深める研修

いじめ防止のための組織的活動の効果的に推進するための協議

<早期発見・対応の取組>

- ・いじめアンケートの実施
- ・2つの内容の職員研修の実施
 - いじめ問題防止・対応の知見を深める研修

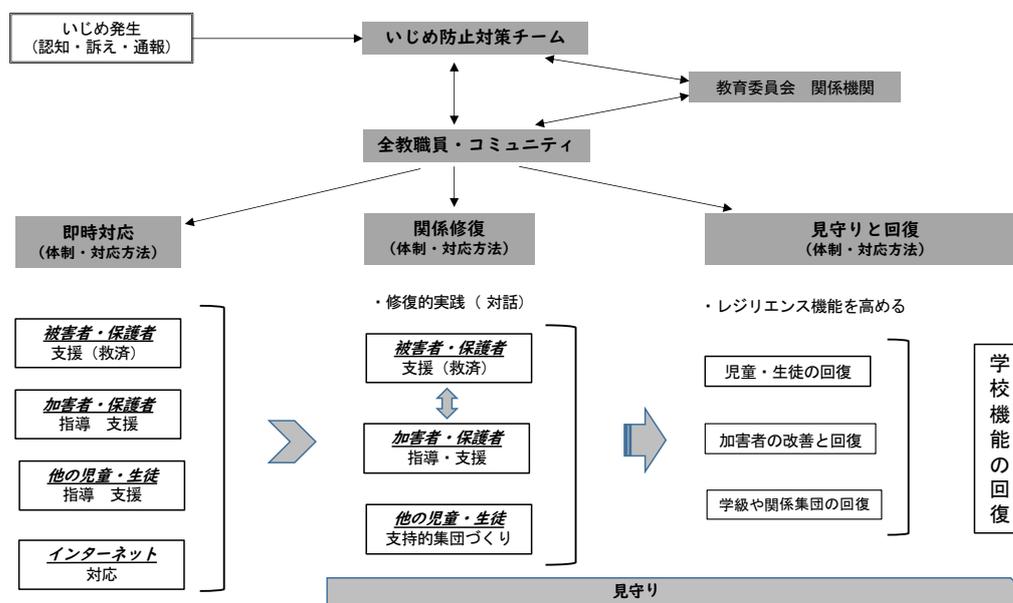
いじめ防止のための組織的活動の効果的に推進するための協議



<いじめ発生時の対応>

- ・いじめ対策委員会による分析・対応方針プラン・役割分担・対応の推進
- ・いじめ行為の確認（事実確認）
- ・被害者支援，加害者指導

いじめ発生時の対応手順



4 被害児・加害児童・保護者・周囲の児童・大学との連携による教育支援

(1) 最優先される被害児童の安全確保と精神的なケア対応及び保護者への説明と協力

いじめの被害児童に対して，安全の確保と精神的ケアを最優先とし，児童の尊厳と学びを守るための継続的かつ丁寧な支援を行う。児童が安心して学校生活を送れるよう，本人の意思を尊重し，関係機関と連携した支援体制を整える。

- ・被害児童のプライバシーの保護と意思の尊重及び学びの保障を最優先かつ確実にを行う。
- ・被害者の心情に寄り添い，気持ちを第一に考えた対応を行う。
- ・被害者が安心して相談できるよう，プライバシーの保護と信頼関係の構築を重視する。
- ・必要に応じて，保護者や関係機関と連携し，継続的かつ適切な支援を提供する。
- ・被害者の声を丁寧に聴き取り，本人の意思を尊重した対応方針を策定する。

(2) いじめの被害児童保護者との連携と信頼関係の構築

保護者に丁寧かつ誠実な説明と協力の要請を行い，家庭と学校が一体となって児童を支える体制を整える。

- ・被害児童の状況について，速やかに保護者へ説明し，理解と協力を得るよう努める。
- ・保護者の不安や疑問に対しては，誠実に対応し，継続的な情報共有を行う。
- ・必要に応じて，保護者とともに支援方針を協議し，児童の意思を尊重した対応を図る。
- ・関係機関との連携が必要な場合には，保護者の同意を得たうえで適切に対応する。
- ・学校生活の中で児童が安心して学べるよう，家庭との協力体制を継続的に構築する。

(3) 加害児童への的確な教育的指導の実施

いじめの加害児童に対して、教育的観点に基づいた的確な指導を行い、再発防止と健全な人間関係の形成を目指す。加害児童および関係者に対しては、迅速かつ継続的な対応を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら、指導後の教育的支援に取り組む。

- ・加害児童に対しては、行為の重大性を理解させる教育的指導を適切に実施する。
- ・加害児童およびその保護者・関係者に対して、速やかに状況を共有し、継続的な支援と指導を行う。
- ・必要に応じて、児童相談所、教育委員会、スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW)等の関係機関と連携し、専門的な支援を活用する。
- ・指導後も、加害児童が健全な人間関係を築けるよう、教育的支援を継続的に提供する。

(4) 加害児童保護者との連携と信頼関係の構築

いじめの加害児童に対する教育的指導を効果的に行うために、保護者との連携と協力体制の構築を重視。加害児童の保護者に対しては、事実の説明と指導方針の共有を行い、家庭と学校が一体となって児童の行動改善と再発防止に取り組む。

- ・いじめの事実について、加害児童の保護者に対して速やかかつ丁寧に説明を行う。
- ・保護者の理解を得ながら、教育的観点に基づいた指導方針を共有し、協力を要請する。
- ・加害児童の行動改善に向けて、家庭での支援の在り方についても助言・協議を行う。
- ・必要に応じて、保護者とともに関係機関と連携方針を確認し、支援体制を構築する。
- ・指導後も、保護者と連携した教育的支援を継続する。

(5) クラス全体および周囲の児童に対する適切な指導と支援

いじめが発生した際には、クラス全体および周囲の児童に対する適切な指導と支援を行い、児童一人ひとりが安心して過ごせる学級環境の再構築に努める。いじめを「個人の問題」として捉えるのではなく、集団の中での人間関係の課題として捉え、教育的に働きかける。

- ・クラスや周囲の児童に対して、いじめの重大性と人権意識の向上を図る指導を行う。
- ・傍観者や関与した児童に対しても、行動の意味や影響を理解させる教育的支援を行う。
- ・学級担任を中心に、安心して話せる雰囲気づくりと信頼関係の再構築に取り組む。
- ・必要に応じて、SCやSSW等と連携し、児童の心理的ケアや集団支援を行う。
- ・学級活動や道徳教育等を通じて、共感力・協調性・自己肯定感を育む教育的機会創設する。
- ・児童が安心して学校生活を送れるよう、継続的な観察と支援体制の維持に努める。

(6) 教育委員会と連携した対応

いじめが認知された時点で、教育委員会との連携を通じて、早期対応と教育的支援の充実を図る。専門的知見や人材を活用しながら、児童・保護者・教職員への支援体制を整備する。

- ・いじめが認知された際には、速やかに事実確認と初期対応を行い、必要に応じて大学関係者と情報共有を図る。
- ・学校内スタッフ(SC・SSW・心理教育の専門家等)と連携し、教育的・心理的支援を検討・実施する。

- ・児童の状況に応じて、大学の研究知見を活かした指導方法や支援方針の助言を受け、学校内での対応に反映する。

5 重大事態への取組

(1) いじめ重大事態の判断・報告

児童等の生命・心身・財産に重大な影響を及ぼす可能性のあるいじめ事案について、迅速かつ厳正な判断と報告、調査の実施を行います。重大事態と認められる場合には、設置者、関係機関と連携し、事実の解明と再発防止に向けた対応を徹底します。

<重大事態の定義>

以下のいずれかに該当する場合、重大事態と判断します：

- I 児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- II いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

<対応方針>

- ① 学校長が重大事態と判断した場合、速やかに学長へ報告し、設置者の指示に従って調査を実施。
- ② 重大事態と判断された事案については、設置者による設置されたいじめ問題調査委員会により、事実内容の調査を行う。
- ③ 調査結果に基づき、被害児童への支援、加害児童への指導、再発防止策の検討と実施を行う。

6 取組の評価

いじめ防止に関する取り組みについて、その実施状況と効果を定期的に評価し、得られた結果をもとに継続的な改善と意識向上を図る。児童・保護者・教職員が一体となって、より実効性の高い予防・対応体制の構築を目指す。

- ・いじめ防止に関する取り組みの実施状況と教育的効果について、定期的な評価を行う。
- ・評価結果をもとに、課題の抽出と改善策の検討・実施を行い、取り組みの質を高める。
- ・教職員間での振り返りや事例共有を通じて、対応力と意識の向上を図る。
- ・児童・保護者へのアンケートや意見聴取を通じて、学校の取り組みに対する理解と協力を促進する。
- ・いじめ防止に対する児童の意識向上を図る教育活動(道徳・学級活動等)を継続的に実施する。
- ・評価と改善のサイクルを通じて、学校全体のいじめ防止体制の強化と信頼性の向上を目指す。